

外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会

ニュースレター

第 81 号

2012 年 11 月 15 日発行

[事務局] 〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18 日本キリスト教会館 52 号室

[編集] 在日韓国人問題研究所 (RAIK)

☎03-3203-7575 FAX: 03-3202-4977 E-mail: raik.kccj@gmail.com

郵便振替: 00190-4-119379

ホームページ: <http://www.gaikikyo.jp>

*外キ協は今年1月26日、「外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会」と改称しました

国際シンポジウム●メッセージ

壺を割る時

●吉高 叶

(日本NCC副議長／日本バプテスト連盟牧師)

イエスがベタニアで重い皮膚病の人シモンの家において、食事の席に着いておられたとき、一人の女が、純粋で非常に高価なナルドの香油の入った石膏の壺を持って来て、それを壊し、香油をイエスの頭に注ぎかけた。そこにいた人の何人かが、憤慨して互いに言った。「なぜ、こんなに香油を無駄遣いしたのか。この香油は三百デナリオン以上に売って、貧しい人々に施すことができたのに。」そして、彼女を厳しくとがめた。イエスは言われた。「するままにさせておきなさい。なぜ、この人を困らせるのか。わたしに良いことをしてくれたのだ。貧しい人々はいつもあなたがたと一緒にいるから、したいときに良いことをしてやれる。しかし、わたしはいつも一緒にいるわけではない。この人はできるかぎりのことをした。つまり、前もってわたしの体に香油を注ぎ、埋葬の準備をしてくれた。はっきり言うておく。世界中どこでも、福音が宣べ伝えられる所では、この人のしたことも記念として語り伝えられるだろう。」 (マルコ福音書 14: 3～9)

はじめに、今回の国際シンポジウムに出席することができましたことを、心より感謝いたします。

今年4月より、日本NCC (日本キリスト教協議会) の新しい総会期が始まり、役員、総幹事、

事務局職員、財務委員長のすべてが入れ替わる新しい体制でスタートしています。それは日本のNCC加盟教派・団体の中で、この数年にわたって、NCCの役割や機構をめぐる論争があり、その結果

が具体的にあらわれたシフトです。そういう意味で、これまでの、どの体制変化にも増して、日本のエキュメニカル運動は転換期にきていると申し上げて過言ではありません。

ただ、NCCの役割をめぐる議論は、それが日本のNCCであっても韓国のNCCであっても、決して自国の教団・教派の力関係や、福音理解をめぐるかけひきに基礎づけられるべきでなく、常に、周辺世界と時代と、そこに生きる人びとから、キリスト教界に求められている要請にいかに応えるか、という姿勢において、NCCの果たすべき役割は論じられなければなりません。

私は、今回、新しく日本NCCの議長となられた小橋孝一先生と共に、このシンポジウムに出席することが叶ったことを嬉しく思っています。そして、何と申しまして、日本の宣教の内実を検証し、未来を構想する上で、決して欠けてはならないパートナーである韓国教会のクリスチャン・リーダーであられる諸先生方、キリスト者ワーカーの皆様との交流の機会が与えられましたことに、心からの感謝を申し上げます。

日本社会は、そして日本の教会は、今なお、アジアの隣人、とりわけ韓国の隣人、在日の隣人からの赦しと和解を必要としています。この赦しと和解とは、日本の教会が、他者と連帯できるほど自立的であり、真に自立している証として連带的であることのために、どうしても必要なものです。けれど、この赦しと和解という賜物は、日本の教会が自分の力で手に入れることはできず、まさに、隣人たちから与えられるしかないものであります。そのために、日本は、日本の教会は、過去の記憶と悔い改めに対して、誠実であり続けるしかありません。しかし、そこに向かい風が吹いています。

独島をめぐる問題は、日本が韓国を強制的に併合する過程の中で、武力で韓国政府を脅迫し第一次日韓協約を強要し、さらに乙己保護条約で外交権を剥奪する中で、一方的に島根県に編入した島をめぐる問題ですから、単に領有権問題ではなく、歴史問題であり、植民地主義の清算にかかわるテーマです。決して独島問題に特化して論じてはならず、強制軍隊慰安婦への国家謝罪と賠償、そし

て靖国神社参拝問題などと総合し、誠実な歴史清算の問題として受けとめなければなりません。

しかし、記憶は忘れられ、歪められ、日本社会の中には、あたかも自分たちが自分たちだけで生きてきた国であり、自分たちが誰にも迷惑をかけずに生きてきた人びとであるかのような、独善的で自慰的な風潮が漂っています。過去のことだけにとどまらず、今日のこのような在り方そのものが、まさに、隣人たちの憐れみと、論しと、時には厳しい告発と、赦しと、和解を必要としているとしか言いようがありません。

私たち日本からの参加者たちは、そうした状況の中で、にもかかわらず「和解の福音」のために精一杯歩むつもりです。どうか、これからも私たちのパートナーであってください。そして、日本社会の中で闘う日本の教会、在日の教会を、祈りに憶え、助け、支えてくださいますようお願いいたします。

さて、閉会礼拝のために「ナルドの香油」のテキストを開きました。

一人の女性が、感極まってイエスに香油を注ぎかけた事件です。おそらくは、並々ならぬ苦勞をし、忍従を強いられながら蓄えてきた「ナルドの香油」の入った壺を、彼女は躊躇なく割り、惜しみなく振りかけるのです。いきさつはどうであれ、自分に持たされている宝・賜物を、彼女は喜びをもって手放したのです。「壺を割る時」を彼女は得たといひましょうか。しかし、たちまち弟子たちからの抗議の声があがります。「もったいない。こんな高価な香油を無駄遣いするなんて。300デナリ以上に売って、貧しい人びとに施すことができたであろうに」と彼女をなじるのです。けれども、イエスはすぐさま、弟子たちをたしなめて言います。「彼女を責めてはならない。わたしに良いことをしてくれたのだ。貧しい人びとはいつもあなたがたと共にいて、したい時にはいつでもしてやれるではないか」と。

そう、イエスは「貧しい人びとはいつもあなたがたと共にいる」という事実、そして「あなたがたがしたい時にはいつでもしてやれる」という事

実を突きつけたのでした。問題は「あなたがたは、したいのか」「したいと思うのはいつなのか」なのです。壺を割る時は、いつなのか。イエスは弟子たちに、その意志・その時について問いかけていたのではないのでしょうか。イエスの前にさえ壺を割ることをためらい、先延ばしにするのなら、その壺は果たして、いつ割られるのでしょうか。300デナリに値する香油を持っていることが問題ではありません。それを割る時、割りたいと思う意志が問われているのです。

「それらの人びとはいつもあなたがたと共にいるのではないか」。そうです。イエスは弟子たちに、それらの人びとと共に生きていくこと、それらの人びとの前であなたたちの宝を降り注ぐことこそが、これからは、あなたたちの唯一の生き方になると予告なさいます。しかも、それこそが、同時に、イエスに香油を注ぐことなのだ。

私たちがテーマとして掲げている、移住民・外国人住民。それらの人びとは、相対的に貧しく、法的地位は乏しく、しかし、いつもわたしたちと共に生きています。わたしたちの社会は、いつもかれらが共にいる社会なのです。多民族・多文化社会と一言と言っても、それが真に相互共生や文化交流の域に到達するまでには、マイノリティたる移住民たちが、自らの貧しい時代をくぐり抜けながら闘うと共に、他方では、その社会のマジョリティたちが彼ら彼女らを受けとめ、その前で壺を割り、生きる権利と機会という香油を分かち合おうとする運動が必要となります。この壺を割る運動を経ないで、どうして多民族・多文化共生社会が出現するのでしょうか。

「いつも共にいる」にもかかわらず、あたかも見えなくさせられている人びと、この社会にはそのような経済と産業構造の必要を受けながらにして、貧しく抑圧された人びとが存在します。あるいは、経済発展や軍事化の国策のもとに「犠牲のシステム」が機能してしまい、日本で言うならば、沖縄や福島に最も危険な基地や原発を押しつけていく政策がまかり通っていきます。そして、そこにも、常態として「苦しむ人びと、嘆き悲しむ人びと、引き裂かれた人びと」がいつも共にいるの

です。そして、教会が問われています。

イエスが問うているのは、300デナリ以上の力が、教会にあるかどうかではなく、教会は、それらの人びとの前で「したいのか、したくないのか」「いつならば、お前たちの宝と賜物の壺を割るのか」ということです。

私たち、日・韓・在日の教会は、今回を含めて16回のシンポジウムを続けて来ました。そこから華々しい何かが生まれたかどうか、それはわかりません。しかし、これを続けなければ、つながらなかったもの、これを続けたからこそ理解し確認してきた豊かな賜物が必ずあるのです。また、今年、このようにして共に課題を共有することで、これからの歩みに向かう「一つの香りの壺」を手にしているに違いありません。

私たちは感謝します。わたしたち日・韓・在日の教会が、神の国とその義を映し、共にキリストを記念し、未来を拓く仲間として、繰り返し結びあわされようとしている神の導きを。

そして、私たちは改めて決意したいと思います。日・韓・在日の教会が、未来のために歴史の真実を記憶し、未来のために共に働く若い世代のキリスト者を育てよう。

さらには、日・韓・在日の教会が、それぞれの地域の中であって、抑圧され、不安定であり、貧しくされ、しかし私たちといつも共にいるそれらの人びとと、神の恵みを分かち合って生きることを忘れない、そのことを決意したいと思います。

私たち、シンポジウム参加者は、いまそのような「一つの香りの壺」を手にしています。

その壺を割り、その香油を注ぐのは、これから持ち場に帰り、そこで、いつも私たちと共にいる、彼ら彼女らに対してであります。そして、それこそが、「キリストの記念」の証となるのです。

この壺が、お土産の一つとして、それぞれの棚に置かれたままにならないよう、割るために持ち帰りましょう。聖霊が、私たちに、壺を割る意志、「したい」と思う感受性と、決断という名の愛とを、授けてくださるよう祈りましょう。

主なる神。

いつも私たちと共にいる、小さくされた人びとに目を向け、私たちが信仰と交わりによっていただいた香油の壺を、彼らの前で割り、惜しみなく降り注ぐことができますように、導いてください。

今回与えられた交わりの香りが、最も必要な人びとを勇気づけるキリストの香りとなります

ように。

私たちが、あなたの御名によって働き、また再会できることを願いつつ、主イエス・キリストの御名によって祈ります。アーメン

*本稿は、国際シンポジウム閉会礼拝のメッセージ原稿です。

韓国における外国人政策の運用とシステムの問題

●金 相 勲

(南陽州外国人福祉館移住支援チーム長)

はじめに

急速に増加する外国人住民の人口(2011年、139万余名)は、単一民族国家という国家的信念の中で生きてきた韓国社会で、新しい挑戦と機会として認識されてきている。いつの間にか私たちのそばに登場した巨大な移住民という集団は、単に不足している労働力の増員手段としてのみ理解されているのではなく、時には国家経済力強化の道具として、時には私たちが支払わなければならない社会的費用の負担として認識されている。

このような社会的認識は、「国家経済力」という美名の下、政府によって主導されている社会統合を目的とする多文化政策を進める背景となっている。

ここでは、政府が主導している移住政策とシステム、そしてこれに対応する多様な法令と政策遂行部署の事業を検討することで、巨大な移住集団が形成されている韓国社会の現実と、これに対する政府の政策とシステムに対して批判的考察をする。

誤った現実認識が誤った目標追求を生むように、誤った認識の上に積み上げられた中央政府の政策とシステム、自治体の事業とプログラムは、移住民当事者だけでなく、国民からも無視されるようになる。

A. 外国人の出入国・在留現況と多文化政策

2010年、出入国者数は韓国人が2,558万余名、外国人が1,740万余名であった。外国人の出入国者中、入国者は876万余名であり、その内訳は観光・訪問が636万余名、乗務員が99万余名、商用および投資者が29万余名であった。名実ともに韓国社会がグローバル化されたのは、明白である。

このうち在留者数は126万余名で、結婚移住女性とその子が40万4千余名(国籍取得者とその子は22万余名)、単純労働者が51万余名であり、留学生在が9万余名である。

国籍別にみると、米国、日本、英国、香港、台湾などの先進国の在留者24万余名を除くと、約103万余名が中国と東南アジア出身である。もちろん、中国と東南アジア出身の外国人がすべて就業を目的として在留しているのではないが、在留者の国籍とその規模からすると、就業と労働を目的として在留する外国人の数は十分推測することができる(非専門職査証所持者51万余名、未登録・非合法在留者17万名)。

しかし、政府が推進している外国人政策基本計画によれば、政策には非合法在留者を除くすべての外国人を含んでいるとしているが、中央と地方で施行している事業の大部分は結婚移民者とその子どもに焦点をあてており、全体の15%となる結婚移民者だけがこの政策の受益者であるとみられ、結婚移民者を除く外国人が肌で感じる利益はほと

んどないといえる。

特に非専門職の外国人労働者の参与率は、深刻である。彼らに適用できるプログラムは幾つもないだけでなく、直接的な利益を受けるにはさまざまな制約がある。さらに、労働と就業を目的として入国在留する外国人労働者と外国籍同胞、未登録の非合法労働者のための人権擁護と彼らの権利救済、社会的・文化的権利に接近するための制度的インフラと関連した事業は、いくつかの外国人住民センターと外国人福祉館で行なっている相談サービスと通翻訳サービス事業、保健福祉部の無料診療相談、労働部産業労働力管理公団の外国人労働者管理システムの他には、目にすることはない。

B. 関係法令に現れた問題点

1. 外国人政策基本計画

2008年に制定された「在韓外国人処遇基本法」第5条に依拠して作られた「外国人政策基本計画」は、5年ごとに外国人政策に関する基本計画を立てている。

その基本計画は4つの政策目標、13の重点課題、191の細部課題で構成されている。過去の外国人政策は「国益優先、統制中心」の政策であったが、2007年「基本計画」以後には、外国人の「社会統合」をとおした、「国益と人権保障の均衡」へと、社会統合を根幹とする福祉・社会・文化政策へと変わろうとする宣言であるを知ることができる。

ビジョン	外国人と共にする世界一流国家
政策目標	1, 積極的な移民受け入れをとおした国家経済力強化 2, 質の高い社会統合 3, 秩序ある移民行政の具現 4, 外国人の人権擁護
重点課題	1-①優秀人材誘致をとおした成長力確保 ②国民経済の均衡発展のための労働力投入 ③外国人に便利な社会環境醸成 2-①多文化に対する理解増進 ②結婚移民者の安定的定着 ③移民者の子どもの健康な成長環境醸成 ④〔在外〕同胞の力量発揮のための環境醸成 3-①外国人在留秩序の確立 ②国家安保次元の国境管理および外国人情報管理 ③健全な国民確保のための国籍業務遂行 4-①外国人差別防止および権益保護 ②保護過程外国人の人権保障 ③先進的な難民認定・支援システム構築

しかし、このような政策を網羅した基本計画は、在留審査、強制退去など出入国管理業務（**法務部出入国管理本部**）、外国人労働者受け入れ（**雇用労働部**）、結婚移住女性とその家族に対する定着プログラム運用（**女性家族部**）、結婚移住女性の子どもの教育（**教育部**）、在外同胞（**外交通商部**、**在外同胞財団**）、脱北者住民（**統一部**）、文化の多様性・多文化創造性・ハンゲル教育（**文化観光部**）、農村

結婚移住女性（**農林水産食品部**）、外国人犯罪者の住居判定と集団住居地管理（**行政安全部**）、移住民の子どもの軍入隊兵務庁（**国防部**）など、さまざまな中央官庁の業務と重複しており、中央政府だけでなく、自治体のすべての部署が有機的に連携してこそ、効率的成果を上げることができる構造である。

外国人と関連した法律としては国籍法、出入国

管理法、多文化家族支援法、外国人労働者雇用などに関する法律、在外同胞の出入国と法的地位に関する法律、北韓離脱住民の地位に関する法律、外国人投資促進法、結婚斡旋に関する法律、教育基本法、公職選挙法、兵役法、住民登録法などがある。

2、国籍法

最近、国籍法と関連する 이슈は、無国籍者と複数国籍者の問題である。無国籍偽装結婚の問題と北韓離脱住民、難民などに関して、「無国籍者の地位に関する条約」「無国籍者発生防止と無国籍者減少に関する条約」の加入が必要である。その対象者は、複数国籍者、海外同胞、結婚移民者、海外入養者である。

彼らと関連する国籍法と条約について、憲法は「締結公布された条約と一般的に承認された国際法規は国内法と同じ効力を持つ」(第6条1、2項)とし、「人間の尊厳と価値、幸福追求権は人間の権利として外国人も主体となることができ、平等権も人間の権利として参政権などに対する性質上の制限および相互主義にともなう制限があるだけである」、「外国人は国際法と条約が定めるところにより、その地位が保障される」と明示している。また憲法の解釈上、外国人も原則的に基本権の主体であり、憲法第11条の差別禁止事由の中に、“国籍”も当然、含まれる。

3、出入国管理法

1963年に制定されて以来、19回の改正があったが、最近の 이슈は、政府が提出した案とイ・ジュンソク議員が出した改定案に良く現されている。

4、在韓外国人処遇基本法（2007年5月制定）

「国民の在韓外国人に対する処遇などに関する基本的な事項を定めることにより、在韓外国人が大韓民国の社会に適応し、個人の能力を十分に発揮できるようにし、大韓民国国民と在韓外国人が互いに理解し、尊重する社会環境を作り、大韓民国発展と社会統合に資する」を目的として制定された。

しかし、以下に言及する4つの問題点があると指摘されている。①未登録の非合法労働者が除外

され、②法務部が外国人政策の基本計画の樹立主体として定められたので、出入国管理の観点から外国人政策に接近しており、③外国人の早期適応をとおした社会的費用減少と、在留資格にともなう出入国と就業に焦点が当てられ、④憲法と国際法にともなう権利保障に対して沈黙している。

5、外国人労働者雇用などに関する法律

産業研修生制度は、労働基準法における退職金、賃金債権の優先弁済、年次有給休暇、妊産婦保護などが除かれており、基本権と人権に関する問題が深刻な 이슈となった。それ以外にも、研修生変則運用、受け入れにともなう不正、さまざまな人権と労働権などが問題とされ、2005年7月、外国人労働者政策委員会で破棄され、労働部主管の「雇用許可制」実施に至った。

最近制定され、修正された雇用許可制は、韓国語試験と資格要件評価を産業労働力公団が受け持つことになったことと、労働契約期間を最長3年以内にする、再雇用時に2年を加えることとし、外国人労働者権益保護協議会の設置もなされた。また作業場変更の事由に、事業主の契約解除、休廃業だけでなく、勤労契約条件の差異、労働条件違反など不当な処遇で勤労契約維持が困難な場合、労働者に責任を帰すことができない場合などは、作業場変更回数に含まないという方針を定めた。のみならず業務上の災害、疾病、妊娠などは休職期間に含まず、その休職期間も2カ月から3カ月に延長した。

しかし最近、求職ブローカーのせいで、求職の主体が外国人労働者ではなく事業主にかえる方針が定められたことが、外国人労働者の間で別の問題として出てきている。

雇用許可制の短所としては、やはり短期循環労働力導入方式であり、未登録移住労働者を事実上、排除しているという点である。のみならず労働三権のうち、団結権と交渉権が事実上、行使不可能である。

6、多文化家族支援法（2008年3月21日制定）

多文化家族を支援するため、「多文化家族支援センター」を指定して、多文化家族のための教育、相談など支援事業、支援サービスの情報提供およ

び広報、関連機関・団体とのサービスの連携などを行なえるようにした。

のみならず、「結婚斡旋業の管理に関する法律」(2008年6月施行)を施行することで国際結婚仲介業が登録制となったが、国際結婚仲介業者のブローカー性と搾取構図を考慮せず、彼らに合法的な活動を保障するものではないかという疑いをもたれている。

韓国人が含まれる家庭だけ多文化家庭と規定し、外国人だけで構成される家庭は多文化家庭とみなさず、また、移住労働者の家族の存在自体を否定した点も、問題として指摘されている。

また、国際結婚2年後になって帰化を申請することができるので、その間の結婚女性の安定的な在留資格保障、法律支援構造の構築、家庭内暴力被害者の強制退去猶予規定の導入、無形の家庭内暴力被害に対する支援など、身分保障のための改善策が必要である。

7、在外同胞の出入国と法的地位に関する法律 (1992年9月2日制定)

「在外同胞の出入国と在留および就業の自由を付与し、不動産取引、金融取引、外貨取引、医療保険、年金、健康保険、国家功労者、独立功労者とその遺族の報奨給与金などにおける特例を規定する」として制定されたが、在中国・在ロシア同

胞を除外したという非難によって、「大韓民国政府樹立 [1948年] 以前に国外へ移住した同胞を含む」という改正の手続きを踏んだ。

短所として指摘された内容は、活動制限のない在外同胞在留資格の場合、“単純労働”を目的とする場合にはその適用を除外しており、中国、ロシアなど移住労働者が入ってくるほとんどすべての国家を不法在留多発国家として告示し、これらの国家の在外同胞の入国と在留について規制できるようにすることで、事実上、在中国、在ロシア同胞に対する就業を制限していることである。

8、社会保障基本法

「国内に居住する外国人に社会保障制度を適用するときは相互主義の原則に従う」と、国際法上の慣例に言及しているが、婚姻などをとおして国籍取得が予定されている者とその子どもを除いては、事実上、外国人の適用が除外されている。

これらの政策の基本方向は、ファン・ピルクユが「移民関連法基礎研究」(2010年)で整理した分類別の対応政策でよく理解することができる。これを図表化すると、下記ようになる。

このような政策は、差別化をとおした階層的分割政策と誤解される余地が多分にある。

投資外国人／優秀外国人力	積極開放	二重国籍、永住権の要件緩和
結婚移民者	国籍付与と統合	社会統合プログラム
在中国同胞	民族的観点で包容	在留期間延長
熟練生産技能労働力	選別的受け入れ	居住 F-2 要件緩和
移住労働者 (単純労働)	管理統制	雇用許可制改正
未登録移住労働者	除去	取り締まり、電子旅券、労働部指針廃止

C、「多文化」政策の虚構性

社会統合を目標とする多文化政策は、多数を占める移住労働者が排除され、女性政策と家族中心に制限された政策の限界性、世界化と開放を志向しながらも民族国家の志向を放棄することのできない状況、主流を志向する政治的態度によって、多くの限界を現わしている。

最近実施されている結婚移民者の社会統合履修制、未登録非合法在留者に対する取り締まり権限

を強化した出入国管理法、使用者中心にだんだん偏っていく雇用許可制などは、在留外国人の大部分を選抜的に排除したり差別する政策として認識されている。

優秀人材を誘致しようとしながら、国境と在留管理を強化しようとする政府の二重的な態度が、むしろ多文化政策に向かう国民と外国人の熱望を抑えている。

多文化政策の直接的な受益者である結婚移民女

性も、政府主導の多文化政策の犠牲者になりうる。政府が主導する事業が依存的な福祉受益者とさせ、政府の統治性を強化するのに動員されている。のみならず、国家優位に進められる家族福祉と家族維持中心の家族志向的政策は、伝統的な家族中心の家父長的結婚生活を強要する。

D. 政府主導の多文化政策と事業の非効率性

結婚移住女性の人口は、女性家族部の 2009 年統計によれば 18 万 2 千名で、推測であるが多文化家庭の子どもは 10 万 3 千余名ほどである。大法院の資料によれば、国際結婚家庭は 29 万 7 千である。

低出産高齢化の様相をみせる韓国社会はまた、国籍離脱・喪失者が国籍取得者より多い人口流出様相さえ見せているが、国際結婚女性とその家庭、そして外国人移住民は、一定程度その埋め合わせとみなされている。

のみならず、外国人 1 万名以上が集団で居住する地域が 34 カ所に及んでいるが、このような状況は、政府の政策の意図とも違って別の社会的・文化的葛藤を産んでおり、多様な人権問題と家庭問題を生じさせている。

外国人政策基本計画の 4 大政策目標に基づく 2009 年施行計画予算は 1,110 億ウォンで、このうち多文化家族支援予算が 507 億ウォンであった。しかし、多文化家族支援予算は 2012 年に 1,000 億ウォンとなり 2 倍に増額された。また、部署別にみれば福祉部、女性家族部、農食品部の外国人関連事業の全額が多文化家族事業に使われ、行政安全部が 82%、文化観光部が 52%を使ったそうである。

基本計画の全体予算をみると、全国的な開放・社会統合分野が全体投資規模の 92.7%を占めて

いる。これは、積極的な開放政策による国家経済力を強化しようとする過程で発生する国内の大小の社会的葛藤を解消し、疎外階層を保護しようとする意志が含まれていると解釈される。にもかかわらず、中央政府と自治体の事業プログラムの事業類型と財政規模をみれば、大部分が結婚移民女性とその子どもの社会適応と教育問題、そして展示行政的作業が主をなしている。このような問題は「秩序ある移民行政」と多文化政策を担当する部署間の有機的な関係を形成できなかったためではないか。

結婚移民女性を対象とする社会統合政策は、彼女らの“安全な移住”をとおして韓国社会の同様な参与者として、労働権、ジェンダー権、文化権の多重的な次元を考慮しなければならない。

社会統合は「少数集団の主流社会編入の機会を拡大し、構造的不平等と人種差別をなくすための非差別の法制化と制度強化」であるので、国家から同じ待遇を受けることができる社会的権利を実質的に保障される法制度が支えにならなければならない。

のみならず、社会統合政策において移民者だけを〈施しの救済の〉対象にしてはならない。政策と制度を、移民社会に合うように調整していくことに目標を置き、あわせて国民もまた社会統合の対象であることを記憶しなければならない。

そういった意味で、過去 20 年間、市民・社会団体、教会と宣教奉仕団体、そして外国人自らが作ってきた草の根共同体と労組は、政府の多文化政策の根幹である。

●訳＝金成元

*原文は長文にわたるため、抜粋しました。

在日韓国・朝鮮人の現実と外国人住民基本法

●金 成 元

(在日韓国基督教會館 (KCC) 館長)

1. はじめに

戦後、在日韓国・朝鮮人に対する日本政府の政策は「同化か追放か」という言葉によくあらわされている。1945年8月から1952年4月まで日本を占領した連合軍（**実質的には米軍**）は、日本の対外政策については協調を求めたが、在日外国人政策、とりわけ在日韓国・朝鮮人政策については、日本政府、官僚にほぼ委ねたままであった。これらの官僚は旧大日本帝国の支配層で、公職追放を免れた者たちで占められていたため、彼らの政治的意向が反映されたものであった。1955年1月に警察庁警備二課が発行した『在日朝鮮人運動』に、彼らの対朝鮮人観がよく表れている。

「朝鮮人は概して文化教育の程度も低く、遵法精神が稀薄である上、性格も事大主義で、付和雷同し易く、感情的で、凶暴性に富み、且つ功利的で、狡猾、射倖心に富み、勤労意欲に欠けている等の複雑なものを持っているが、これらの諸点は、反面長所の存在を認めながらも、朝鮮人の国民性に共通した欠陥と見ることができる」

こういったことから、1947年に制定された日本国憲法にも在日外国人の基本的人権は全く触れられず、戦後制定された各種福祉制度、基本的人権の保障法制から在日外国人は外されていった。また、外国人登録法、入管法によって在日外国人を管理し、追放する法制度を整えていった。

1965年に締結された韓日条約やそれに付随する韓日法的地位協定でも、韓国籍在日へのみ不十分な永住資格（**協定永住**）が与えられ、協定永住者にのみ国民健康保険の加入が認められたに過ぎない。在日韓国人に対する戦後処理の問題を韓国政府が放棄しただけでなく、このことがもたらした在日社会の分断と葛藤はそれまで以上に深刻となった。

在日韓国・朝鮮人の人権獲得は1970年代になって在日韓国・朝鮮人当事者によってさまざまな闘争によってなされたものであり、この闘いに韓国教会も参与したこと、このシンポジウムに参加されている日本の教会の皆さんをはじめとする教会や多くの日本人の参与があったことも記憶にとどめなければならない。

在日韓国・朝鮮人の「特別永住者」数と「特別永住以外」（新在日）数の推移

年	韓国・朝鮮 外国人登録数	韓国・朝鮮 特別永住者	韓国・朝鮮 特別永住以外	永住者	日本人の 配偶者等	永住者の 配偶者等
1992	688,144	585,170	102,974			
1993	682,276	578,741	103,535	13,730	22,025	
1994	676,793	573,485	103,308	14,954	21,750	

1995	666,376	557,921	108,455	22,201	21,385	
1996	657,159	548,968	108,191	23,596	21,090	
1997	645,373	538,461	106,912	24,877	20,738	4,522
1998	638,828	528,450	110,378	26,425	21,078	4,190
1999	636,548	517,787	118,761	28,766	21,753	3,875
2000	635,269	507,429	127,840	31,955	20,057	3,560
2001	632,405	495,986	136,419	34,624	22,548	3,336
2002	625,422	485,180	140,242	37,121	21,868	3,093
2003	613,791	471,756	142,035	39,807	21,285	2,891
2004	607,419	461,460	145,959	42,960	21,083	2,767
2005	598,687	447,805	150,882	45,184	21,837	2,656
2006	598,219	438,974	159,245	47,679	22,429	2,652
2007	593,489	426,207	167,282	49,914	22,340	2,661
2008	589,239	416,309	172,930	53,106	21,990	2,699
2009	576,495	405,571	170,924	56,171	21,052	2,643
2010	565,989	395,234	170,755	58,082	19,761	2,574

* 出典：『出入国管理統計年報』『在留外国人統計』各年

2. 在日韓国・朝鮮人の現実

①韓国籍・朝鮮籍同胞人口の減少

別表にあるように、在日韓国・朝鮮人の数は1992年と2009年を比較しても11万人以上減少している。中でも戦前から引き続き日本に在住している人やその子孫である「特別永住者」の数は約18万人減少している。この理由としては、近年毎年数千人から1万人に及ぶ日本国籍取得者がいることと、1985年の国籍法改正（**国籍の男女両系主義**）によるところが大きい。人権運動によって在日韓国・朝鮮人の日本社会への進出が増えたことと、結婚に至る経緯が“お見合い”結婚から“恋愛”結婚へと変わってきたことも一因であろう。1980年代後半以降、韓国の旅券自由化によって日本に移住する韓国人が増えている以上に、旧来の在日韓国・朝鮮人の減少は急増している。

②多様化する在日韓国・朝鮮人

上に述べたように在日韓国・朝鮮人社会は急速に変化し、その多様化が進んでいる。一世、二世、三世……という世代の多様化と、韓国・朝鮮籍、日本籍、二重国籍という国籍の多様化、両親の一方が日本人であったり、さらにニューカマー韓国

人と日本人、ニューカマー韓国人とオールドカマー韓国人の家庭であったりする。このことによる文化や価値観の相違が表面化することも少なくない。

在日韓国教会もこういった多様化の中にあり、宣教方針として何度も「多様化を神が与えた恵みとして受け止める」ことを確認しているが、現実には葛藤の中にいるといっても過言ではない。教会青年といえば、誰よりも社会問題に関心を示し、誰よりも積極的に関わっていくものであるが、歴史認識問題や日本社会の差別構造の問題に触れると、教会青年のまとまりが破壊されることを恐れて、具体的な問題への関わりに踏み出せないでいるのが現状である。

3. 在日韓国・朝鮮人と外国人住民基本法

在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人にとって「外国人住民基本法」は、日本社会を構成する住民としての地位を保証するための必要最小限の項目を網羅している。この法律が実現すれば、在日外国人は法務官僚によって恣意的に在留資格を奪われることなく、むしろ一定の条件のもとで永住資格が権利として得られ、しかもその永住資

格には退去強制は含まれない。また、政治的、社会的、経済的諸権利が保障され、日本社会での地歩を築くとともに日本社会への責任意識も高まるであろう。

今回の入管法改定が、在日外国人を、①特別永住者、②中長期在留者、③非正規滞在者に分けて管理の強化を図っていることは明らかである。今回の改定法は 1970 年代以降、在日韓国・朝鮮人をはじめとする在日外国人によって進められてきた反差別運動と、それに呼応する日本人によってなされてきた日本社会が多文化共生社会へと向かってきた歩みを逆行させる危険性を持っている。

外国人住民基本法は、非正規滞在者には正規滞在の道を開き、中短期滞在者には永住の道を開き、そしてその永住資格は何があっても守られ、なおかつ日本で暮らす限りその住民としての地位を守ることを明記している。それに反して、改定入管法は外国人の効率よい管理と、追放を目的としているといっても過言ではない。最初に述べた 1955 年の警察官僚の朝鮮人に対する見方が、そのまま在日外国人政策に表わされているかのようである。外国人住民基本法の制定運動は、今後、

改定入管法の施行によって最も影響を受ける中長期在留者、非正規滞在者の人権を守る運動から改めて構築していかなければならないであろう。

4. おわりに

日本において在日外国人問題は、1980 年代半ばまでは在日韓国・朝鮮人問題であった。在日外国人が多様化してきている現在、私たちの運動は在日外国人の中でも特に低い立場に置かれている外国人に視点を据えて取り組まなければならない。そうしないと、本当の意味で在日韓国・朝鮮人の問題も解決できないであろう。

また、外国人住民基本法は、外国籍住民の権利擁護の立場に立っているため、現在、在日社会が直面している日本国籍同胞の問題をとらえきれていない。この問題に対する対応が今後の課題となっている。

第 16 回国際シンポジウムを韓国で開催

10 月 29 日～31 日、韓国ソウルの“アカデミー・ハウス”で、第 16 回「移住政策と人権に関する国際シンポジウム」が開催され、日本・在日教会から 17 人、韓国教会から 37 人が参加した。

同化ではなく共生の道筋

まず、九州・山口外キ連の名称を今年 6 月に「外登法の抜本的改正を求める～」から「外国人住民との共生を実現する～」に変えたことを報告します。

シンポジウムで印象深かったことを挙げるとすれば、「国籍取得」と同じ言葉が日本では「同化」を意味していることです。今も在日韓国・朝鮮人

に強いている「国籍取得＝帰化＝同化」政策を、現在、急増している移住外国人に対してもそのまま継続していることが、明らかになったと思います。このことは過去の植民地主義の歴史を見すえないかぎり見えてこない日本の外国人政策だと思えます。「独島をめぐる問題は、単に領有権問題ではなく、歴史問題であり……決して独島問題だけに特化して論じてはならず、強制軍隊慰安婦への国家謝罪と賠償、そして靖国神社参拝問題などと

総合し、誠実な歴史清算の問題として受けとめなければなりません」(閉会礼拝説教)。この現実を踏まえつつ、しかし、共同声明文の中に明確に「移住民の増加は日本と韓国社会、また教会においても、新しく変化する機会でもある」と語ったことは、私たちにとって希望です。そのために移住民と共生するための社会的、文化的、制度的土台を造る努力を求められますが、外国人政策が「同化と排除」という本質的に何ら変わらない基盤であることに対して、かならずや共生社会は実現するであろうという希望を与えられた次第です。

苦い経験としては、九州・山口外キ連の代表でありながら、外国人被災者支援の取り組みを訴えてこなかった自分の怠慢を思い知らされたことです。日本基督教団に限って言えば、東日本大震災支援は精力的に行なっていますが、外国人被災者のことやその支援については関心がほとんどないままにあるのは、自分の責任ではないかと気づかされた次第です。

●川本良明(九州・山口外キ連/日本基督教団牧師)

.....
キリスト者の熱い思い

国際シンポジウムに関西代表者会議より安藤が参加しました。

第16回目を重ねるこのシンポジウムに、かつて当教団の故・合田悟前議長が参加し発題を行なっています。第6回(1997年)では「外登法改正運動と外国人住民基本法」を発題、第10回(2003年)では「日本の歴史責任と共生社会」のテーマを発題しています。いずれも、いまだ到達できていないテーマであることを強く感じました。

今回のシンポジウムに参加して思ったことは、日本での「改悪入管法」の強行によって、かつての指紋押捺拒否運動を中心にした外国人の人権を認めさせる闘いを、国家権力が沈静化させようとしている意図を思います。また、シンポジウムの発題や意見交換で強調された「心の壁、言葉の壁、制度の壁」を取り除く努力を、今後も続ける決意を改めて致しました。

特に印象に残ったのは、松浦悟郎司教が語ってくれた「社会問題は教会の問題であり、人間が起こしている。移住民・外国人は神の民との認識で歓迎しよう」とのメッセージで、教会が地の塩、世の光としての役割を果たす基本的な意味をかみしめることができました。

3日目の共同記者会見や「アンサン国境のない村」の見学など、すべてが初めての経験であり、日本、韓国のキリスト者の熱い思いを体得できるシンポジウム参加でした。

●安藤眞一

(関西代表者会議/日本自由メソヂスト教団牧師)

.....
一つの転換点

今回の「国際シンポジウム」は、一つの転換点として記憶されるのではないだろうか。その転換・変化の意味は、韓国側の参加者の多くが「移住民」支援に携わってきた人たちへと変わったということに顕著に示されている。今回、韓国側では、「国際シンポジウム」は、「韓日の移住民政策と人権に関する国際シンポジウム」として認識されていた。つまり、韓国からの多くの参加者が求めていたことは、「移住民」の人権を守るための国際的な連帯だったということである。

外キ協は、1987年、在日韓国・朝鮮人の人権を守るために結成された。そして、具体的な運動を展開してきた。けれども、東西冷戦構造が崩れ、世界がグローバル化する中で、日本社会における外国人住民の様態が変わってきている。つまり、日本社会における外国人住民の大部分を在日韓国・朝鮮人が占めていた状況から、日本に住む外国人が多国籍化・多文化化・定住化する状況へと変わってきている。問われていることは、これからの外キ協のアイデンティティなのだと思う。

もちろん、これまで外キ協がこのような状況の変化を認識してこなかったわけではない。そして、外キ協自体、現在の日本政府の外国人政策が、在日韓国・朝鮮人に対してとってきた管理政策から根本的に変化していないという現実を見据える努

力をなそうとしていると思う。少なくとも、東アジアにおける近現代の負の歴史から、現代社会を理解する視点を大切にしようとしている。けれども、グローバル化する世界は、いまだ、流動的な状態にある。今後、国籍や国境というものが揺らぎ崩されていくのかが、あるいは、ますます強固に人と人を分断していくのか、世界がどのような方向に進むのか、誰にも分からない。つまり、何が言いたいのかというと、アイデンティティが揺らぎ問われているのは、外キ協だけではないのだということである。

私は、外キ協や「国際シンポジウム」を第三者的に批評したいのではない。自分に与えられた持ち場を通して、自覚的に外キ協運動に関わり創り出していきたいと願っている。この働き・連帯・出会いが、私自身を解放するし、また、何より、神の望む世界だと信じているから。少なくとも、今回の第 16 回「国際シンポジウム」に参加することで、私は勇気もらった。外キ協を通して、出会った諸先輩や仲間たちが、日本や韓国各地にいたと思うと、やる気が出てくるし、世界は近く小さなものを感じられる。「負けてられない」のだ。

●韓守賢（北海道外キ連／日本基督教団牧師）

・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
「慈しみと、まことは出会い」

今回の国際シンポジウムでは、日韓の間で移住者が人間としての尊厳や権利を蹂躪されているという現状や、また日韓の人びとの移住者に対する意識が相似していることを実感しました。特に意識の上で、単一民族意識・文化的優越主義・排他的民族主義があることが示され、移住民に対する差別が浮き彫りにされたと思います。

このような差別や排他的優越意識に対して、私たちキリスト者はどのような方向を目指して進むのがいいのでしょうか。

これを考えたとき、同志社大学院の経済学者である浜矩子教授が講演で話されたことを思い出しました。

多様性と画一性、包摂と排除をそれぞれ縦横の軸にすると、我々の目指す社会は、多様性と包摂が限りなく大きくなる所で、それは、詩編 85 章 11 節にいわれる「慈しみとまことは出会い、正義と平和が口づけし」という世界だということです。経済学者からこのような聖書の引用をされるとは想像もしませんでした。とても大切なことを示唆していると思いました。

このように聖書に根付いた目標をしっかりと見据えて、わたしたちの活動を展開していくことができたらと願うものです。

●石川治子

（日本カトリック中央協議会社会福音化推進室）

韓・日の移住政策と人権に関する第 16 回国際シンポジウム 共同声明文

寄留者を虐待したり、圧迫したりしてはならない。あなたたちはエジプトの国で寄留者であったからである。（出エジプト記 22 章 20 節）

すべての人は神の似姿として造られ、尊厳を持つ存在であることを信じる、私たち日・韓・在日のキリスト者は、2012 年 10 月 29～31 日、韓国ソウルのアカデミーハウスで、「韓日移住者の現況と課題」という主題のもと第 16 回国際シンポジウムを開催した。

韓国と日本の移住者の数は、それぞれ 145 万人と 200 万人に達しており、その数は増え続けている。しかし両国では、単一民族意識・文化的優越主義・排他的民族主義が社会全体に深く根づいており、移住民に対する差別が社会的問題として現われている。韓国と日本・在日のキリスト者は、今回の国際シンポジウム

を通じて、両国の移住民の人権の現実がよく似ているだけでなく、彼ら彼女らに対する差別と人権侵害が深刻であるという認識を共有した。

両国の移住民政策は、移住民の権利を制限することで、制度的に人権を侵害しており、閉鎖的な国家政策によって社会的統合を阻害している。私たちは、アジアで人権の基準を高めるために先頭に立つべき両国が、移住民の権利を無視し人権を侵害していることに対し、深い失望と憂慮を表すものである。

◆韓国の問題

去る8月31日、国連の人種差別撤廃委員会が指摘したように、韓国では社会全般にわたって、移住民が権利を侵害されており、政府の改善努力が急がれる。

結婚移住女性たちは韓国人配偶者に従属しており、在留資格の変更など法的手続きにおいて、自立的な権利行使が困難であり、国内外的に「売買婚的性格を持つ国際結婚方式」の問題が指摘されている。

中国同胞と旧ソ連圏同胞の場合、自由な往来の権利が保障されていない差別的な処遇を受けている。憲法裁判所の違憲判決により、1948年【大韓民国樹立】以前に出国した同胞たちにも同胞としての資格を認定しなければならないが、政府は入国を制限しており、彼らの怒りと怨嗟は解消されずにいる。

移住労働者たちの苦痛も深刻である。彼らは4年10カ月の間、韓国で働きながらも、自発的な意志による職場の変更ができない。移住労働者の職場移動の自由を剥奪した政策【雇用許可制】によって、強制労働と労働搾取が日常化されているので、「奴隷制度の復活」という批判を受けている。

非正規移住労働者たちは、取り締まりと追放の恐怖のため賃金未払い、暴行など各種の被害に対する権利保護を受けられずにおり、彼らの中で多くの子どもたちは人権保護において見えない存在とされている。

◆日本の問題

日本では2011年3月11日に発生した東日本大震災によって外国人住民も被害を受けたが、彼らの多くが支援から疎外されている。このような現実は、日本国内で移住民に対する関心がいかに不足しているかを如実に示している。

また、さる7月9日から「外国人登録法」が廃止され、新しい「出入国管理及び難民認定法」(入管法)が施行されている。改定された法律は、外国人を「人間」として「生活者」として扱うのではなく、「商品化された労働力」として扱い、管理・統制しようとする政策的目標を明らかにしている。この法律のもとで、外国人は複雑な義務規定などを履行しなければならないが、これに違反した場合、過酷な処罰と在留資格取り消し(強制退去)が科せられる。在留カードには、個人の写真と個人情報が含まれたICチップが挿入され、政府が簡単に統制することができるようになっている。さらに、在留資格を持たない非正規在留者の場合、日本社会で働くことも生きることさえもできない状況に追いやられている。

日本の「外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会」(外キ協)は1998年、「外国人住民基本法」という市民法案を作成し、日本の国会と社会に提案している。日本国内の移住民たちが持つ普遍的権利を保護する法律の必要性を確信したからである。しかし、最近施行された法律は、外国人の尊厳と自由を保護するよりも、彼らを管理し統制することを目的として作られたものであるため、正当性を持ち得ない。移住民が持つ労働者、生活者、住民、女性としての地位と権利が保障されなければ、「共生社会」は実現されない。

移住民の増加は、日本と韓国社会、また教会においても、新しく変化する機会である。私たちは、韓国と日本が移住民と共に生きられる社会的・文化的・制度的土台を作るため、人権を尊重する政策作りに共同の努力を尽くすものである。私たちは、以下のように立場を明らかにする。

1. 私たちは、日本政府が被災地域に生きる外国人(約6万人)に対し、実態調査、就労・就学・生活保護

などの支援措置を、自治体および宗教団体・市民団体と連携して実施することを求める。

2. 私たちは、日本政府が、今年7月から改定実施された入管法、入管特例法、住民基本台帳法にある罰則規定（**在留資格取り消し、刑事罰制度**）を削除することを求める。また日本政府と国会に対して、改定法附則にある「3年後の見直し」に向けて、改定法の諸問題を徹底的に検証し、抜本的な改正を行なうと共に、外国人の基本的権利を明示した「外国人住民基本法」の制定、外国人の地方参政権の実現を求める。
3. 私たちは、韓国政府が、移住労働者の職場移動の自由を保障せよという国連人種差別撤廃委員会の勧告をただちに受け入れ、移住労働者の労働許可制を志向することを求める。
4. 私たちは、日本と韓国の政府が、植民地時代に強制的に徴用され人権侵害と労働搾取を受けた在日同胞およびその子孫に対する責任を明確にし、国家レベルでの支援の実現を求める。
5. 私たちは、日本と韓国の政府が、非正規移住民（**日本：約7万名、韓国：約17万名**）に対して合法的な地位を与え、国連の移住労働者権利条約に批准することを強く求める。
6. 私たちは、日本と韓国の政府が「人種差別禁止法」を制定し、移住民と社会的少数者の権利を保護することを求める。
7. 私たちは、移住民の権利保護が神の御旨と摂理に従う使命であることを認識し、その実現のためにアジアや世界の教会との協力を推進する。
8. 私たちは、移住民の人権保護のため、韓・日・在日キリスト者の連帯と協力を継続することを確認し、第17回国際シンポジウムを2014年、日本で開催する。

2012年10月31日

韓国基督教教会協議会（韓国NCC）正義と平和委員会／韓国カトリック司教会議正義と平和委員会／外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）／日本キリスト教協議会（日本NCC）在日外国人の人権委員会

2012年12月から
「外国人被災者支援プロジェクト」
第二期を、始めます。

期 間◇2012年12月～2013年11月

事業主体◇外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会（外キ協）

◇NPO法人 笑顔のお手伝い（NPO笑顔）

◇東北学院大学 郭基煥研究室

協 力◇仙台キリスト教連合被災支援ネットワーク（東北ヘルプ）

◆調査・支援活動

「石巻市調査」（2012年）の成果を踏まえ、宮城県4市の外国人被災者に対するアンケート調査と面接調査を、各市との連携のもと行ないます。そのことによって、外国人被災者が直面している困難な状況を詳細に把握し、就労や就学など適切な支援手段を講ずることができるようになります。これらの調査活動と並行して、「外国人被災者支援センター」が相談・助言・同行支援活動を行なっています。

◆自立支援活動

南三陸町と石巻市における「日本語教室」、仙台市における「多言語教室」を拡充していくとともに、福島市のハワクカマイによる自立・就労活動を支援していきます。さらに、日本語教室を自力で運営しているNPOや、各自治体の国際交流協会と連携して、外国人被災者の就労とその子どもたちの就学、在留に関する情報センターの役割も担っていきます。

◆ネットワーク構築

いま被災地で外国人被災者支援に取り組む各自治体の国際交流協会や、教会関係機関、NPO、研究者、弁護士、および移住者コミュニティに呼びかけて、「＜外国人被災者支援＞情報交換会」を定期的に行ないます。そして2013年秋、「東北フォーラム」を東北学院大学で開催します。そのことによって、支援活動の点と点の活動を分かち合い、協力・連携していくネットワークを築き、強めていきます。

事務局●外国人被災者支援センター（⇒2012年12月3日から）

〒983-0851 仙台市宮城野区榴ヶ岡 17-3 シャンプルバルク 305 NPO笑顔内

電話&FAX 022-297-1033

Eメール gaishien@npo-egao.x0.com

●募金目標額：500万円

●献金送付先

○郵便振替

00120-0-763841 口座名：外キ協被災者支援

2013年／第27回 外キ協全国協議会

主 題●東北の被災地から「多民族・多文化共生」を考える

日 時●2013年1月24日(木) 17時～25日(金) 21時

会 場●日本基督教団東北教区センター・エマオ 3階

主 催●外国人住民基本法の制定を求める全国キリスト教連絡協議会(外キ協)

- 開催目的①「外国人被災者」支援の取り組みから見えてきた課題について、協議し共有する。
②2012年7月から実施された改定法に対する批判と、取り組みについて協議する。
③外キ協運動26年間の到達点を確認し、「日本の歴史責任」および「外国人住民基本法(案)」の実現に向けて、キリスト教界の一致した意見と意志を表明する。

●1月24日(木)

《オプション》現場研修プログラム(参加費は別途)

9時: 仙台駅集合 ⇒ マイクロバスで被災地訪問(仙台市一南三陸町一石巻市)

.....

- ◇開会礼拝: 秋葉正二さん(日本基督教団牧師)
- ◇基調報告/オリエンテーション
- ◇夕食と交流
- ◇講演: 郭基煥さん(東北学院大学准教授)「石巻市調査に見る外国人被災者の現在」

●1月25日(金)

- ◇聖書研究: 中家 盾さん(日本キリスト教会牧師)
- ◇報告と討論「外国人被災者支援の今後の課題」: YWCA/外国人被災者支援センター/ほか
- ◇ワークショップ「今、被災地から外国人住民基本法を読む」
- ◇全体協議(1)
- ◇全体協議(2)
- ◇閉会礼拝

「外国人住民基本法」の制定を求める第27回全国キリスト者集会

主 題●東北の被災地で「多民族・多文化共生」を祈る

メッセージ：松浦悟郎さん（日本カトリック難民移住移動者委員会担当司教）

献金

讃美